

本厚木駅北口周辺公共空間ガイドライン（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

「歩いて楽しいまち」の実現に向けて、本厚木駅北口の駅前広場や厚木バスセンターを中心としたエリアにおいて、駅周辺利用者の意見やニーズも踏まえ、道路や広場、交通環境などの公共空間に関する長期的な指針をまとめた「本厚木駅北口周辺公共空間ガイドライン（案）」について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

本厚木駅北口周辺公共空間ガイドライン（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月15日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 資料の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で9月15日から10月15日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は市街地整備課（電話 046-225-2851）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎14階 市街地整備課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年9月15日（火）から10月15日（木）まで

※ 郵送の場合は、10月15日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎14階 市街地整備課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市都市みらい部市街地整備課市街地整備係宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-4802

- (6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 5000@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「本厚木駅北口周辺公共空間ガイドライン（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、「本厚木駅北口周辺公共空間ガイドライン策定」に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。